

農業農村整備に関する技術情報の普及、研究開発の推進、現場実装の推進等に向けた体制の構築

1 改正食料・農業・農村基本法を踏まえた対応

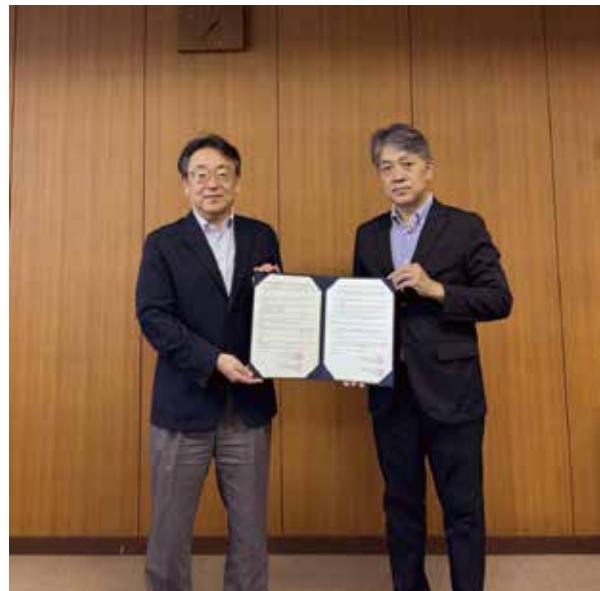
昨年、食料・農業・農村基本法が改正され、基本法第29条において、農業生産基盤の整備に加え、「保全」に必要な施策を講じることが明記され、国は農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農業用排水施設の機能の維持増進など農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとされました。

当協会は「水利施設保全管理補修部門」を有し、水利施設の補修・補強工法等の技術の最新情報を掲載した「農業水利施設保全補修ガイドブック」を発行するなど、「保全」の分野での強みに加え、すべての会員企業が農業生産の基盤の整備及び保全に係る「最新の技術的な知見」を保有しています。

今後、当協会は土地改良技術事務所との連携協定を踏まえ、国及び地方公共団体等に対し、当協会及び会員企業が有する農業農村整備に関する「最新の技術的な知見」を提供することなどを通じ、食料安全保障の確保などの理念の実現に対し全会員の総力を結集し貢献することとしました。

2 地方農政局土地改良技術事務所との連携協定の締結

(一社) 農業土木事業協会は、令和7年6月、農林水産省における農業農村整備の技術拠点である土地改良技術事務所と連携協定を締結し、国及び地方公共団体等に対し、当協会及び会員企業が有する農業農村整備に関する技術情報の提供や研修講師の派遣を行うこととしました。



(写真：向かって左が関東農政局土地改良技術事務所 山村所長、右が当協会 日置専務理事)

3 (国研) 農研機構農村工学研究部門と連携協定を締結

当協会は、農業農村整備に関する最新の技術的知見を有する8部門からなる247社の会員を有し、その技術的知見をより効果的に活用するため、令和7年8月22日、農工研と連携協定



(農業土木会館会議室において 向かって左から農工研桐所長、当協会 日置専務理事)

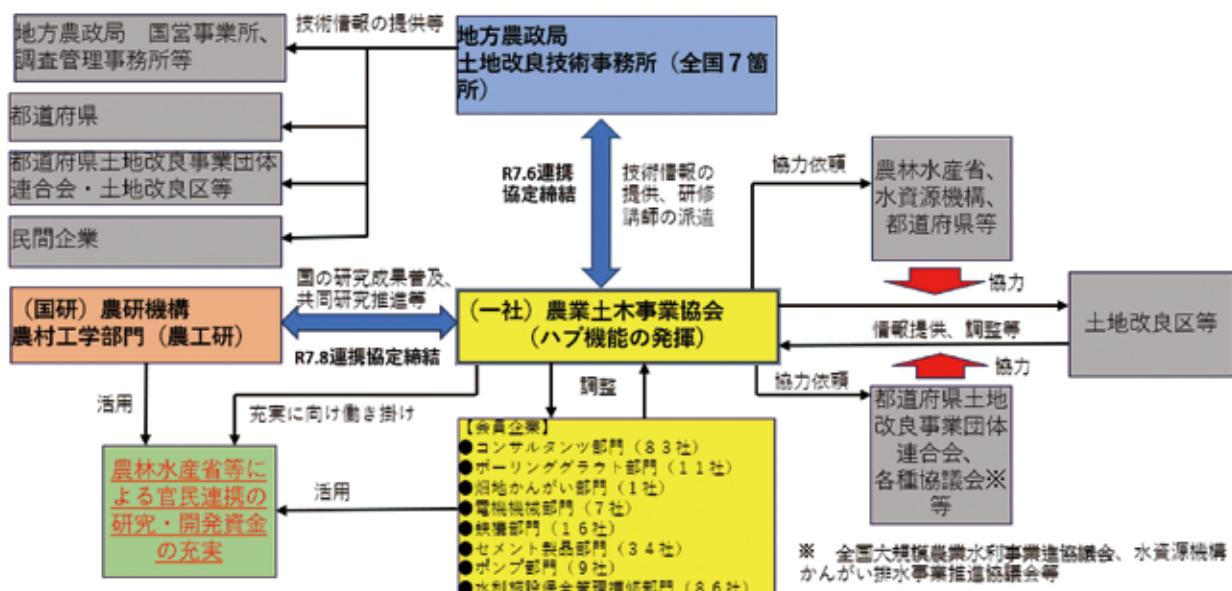
を締結し、農工研と会員企業との共同研究の推進体制の整備など連携を強化しました。

4 農業農村整備に関する技術情報の普及、研究開発の推進、現場実装の推進等に向けた体制の構築

食料・農業・農村基本計画に明記されている老朽施設の機能診断におけるICTやロボット技術の活用、更新に際しての施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等に関する最新の研究、技術開発が推進され、現場実装が促進される必要がありま

す。当協会が農工研との連携協定を踏まえ、農林水産省、水資源機構、都道府県等の協力の下、事業実施・管理の現場である土地改良区に対し情報提供・連携を進めることにより、最新の技術等の研究開発、現場実装等を推進することが可能となります。

今後、会員企業のご協力を得て、令和7年6月に各地方農政局土地改良技術事務所と締結した連携協定に基づくスキームも活用しつつ、農業農村整備に関する新技術の研究開発、現場実装の推進を通じて、食料・農業・農村基本法における食料安全保障の確保などの理念実現に最大限の貢献して参りたいと考えています。



【農業農村整備に関する技術情報の普及、研究開発の推進、現場実装の推進等に向けた体制（イメージ）】